

参議院内閣委員会會議録第二十七号

昭和三十一年四月二十七日(月曜日)
午前十時五十八分開会

委員の異動

四月二十四日

補欠選任

鈴木 一司君 重政 庸徳君

四月二十五日

補欠選任

上林 忠次君 古池 信三君

四月二十七日

補欠選任

石原幹市郎君 宮澤 喜一君

近藤 鶴代君 後藤 義隆君

村山 道雄君 平島 敏夫君

出席者は左のとおり。

委員長

三木與吉郎君

理事

下村 定君

委員

林田 正治君

伊藤 顕道君

源田 実君

小柳 牧倫君

後藤 義隆君

塩見 後二君

平島 敏夫君

山本伊三郎君

鬼木 勝利君

向井 長年君

政府委員

總理府總務長官 野田 武夫君

總理府總務副長官 古屋 亨君

宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室經濟主管 小畑 忠君
事務局側
常任委員 伊藤 清君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三木與吉郎君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十四日鈴木一司君が、また二十五日上林忠次君及び石原幹市郎君が委員を辞任され、その補欠として重政庸徳君、古池信三君及び宮澤喜一君が、それぞれ選任されました。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、ただいま御報告いたしました委員の異動に伴い理事が一名欠員になっておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は先例により、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと(呼ぶ者あり)〕

○委員長(三木與吉郎君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に林田正治君を指名いたします。

○委員長(三木與吉郎君) 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に続いてこれより質疑を行ないます。

政府側から古屋總務副長官、瓜生宮内庁次長、小畑皇室經濟主管が出席いたしました。御質疑のあり方は、順次御発言願います。

○伊藤顯道君 前回に引き続き二、三お伺いしたいと思います。きょうは宇佐美長官何か御都合があつてお見えにならないのですか、何かのつびきならぬ御用件で、まずそのことをお伺いしておきます。

○政府委員(瓜生順良君) きょうは午前中に信任状の捧呈式がございました。その際は長官が出る任務を持っております。そこへ出ておりますので御了解願います。

○伊藤顯道君 まず、皇室に対する国民の考え方、こういう問題についてお伺いしたいと思ひますが、われわれ年配の方々と若い世代の方々ととの間には、皇室に対する考え方、相當開きがあるように思ふのです。特に若い世代の方々の皇室に対する関心は、どう見てもあまり深いとは考えられない、非常に関心が薄い、そういう傾向があるうかと思ふのです。その点について宮内庁としてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(瓜生順良君) いま先生のおっしゃいますような大体の傾向はございします。この皇室に対する一般国民の気持ち、これは敬愛の念というふう

に考えますが、この敬愛の愛につきましては、御年配の方とそれから若い方ではだいぶ違ふということも承知いたしております。で、まあ御年配の方は敬の点が強いのでございしますけれど、若い方のほうは敬の点よりは親愛の点というほうが、愛のほうは皇室に関心を持っておられる方の気持ちの上では強い。しかし、まあ若い方もこの皇室に対する尊敬は持つておいでになる点をいろいろの場合にわれわれも承知いたしております。だから年配の方と若い方では、敬愛の敬の重さと愛の重さが少し違ふという点があると思ひます。したがって、その内容についてはやはり違ひますけれども、皇室に対する関心は若い方も相当お持ちのようでございます。新聞とか雑誌が皇室に關します記事をいろいろ書いておられます。特に週刊誌あたりが皇室に關する記事を比較的に上げておられるのも、読者の方がやはりそういう記事に対して関心を持っておられるというふうな点もあつて扱つておられるようになっています。皇室の記事を扱つていたのを扱わないようにすると、販売部数が減つたりもするといふようなことも週刊誌の方から聞いたりもいたしております。そういうような点で、関心をやはり若い方もお持ちだと思ひます。内容が先ほど申しましたようにやや違つてゐるのではないかと

思ひます。

○伊藤顯道君 このまま推移すると、将来一般国民の皇室に対する敬愛の念

といひますが、そういうものが、関心が薄らぐといふことは、敬愛の念が薄らぐ、こういうことに通ずると思ひます。そこでやはり正しい皇室に対するあり方、正しい皇室のあり方を国民によく正しく理解してもらう、そういうことが必要であらうと思ふ。そのためには、まず宮内庁自体の民主化も必要でありましよう。また、皇室に対する、皇室そのものの民主化ということも必要でありましよう。これは要は宮内庁が所管の官庁でありますから、まず宮内庁が率先してこの民主化につとめ、その民主化の方向へ進めていく、そして正しい認識を国民によく理解してもらう、こういうことによつて国民一般が皇室に対する敬愛の念を深める、こういうことにならうかと思ふ。こういうことについて何かお考えですか、その対策ともいふべきものをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) そういう点につきましては、われわれも常に頭を使つておるつもりではございます。で、憲法にもございしますように、象徴の御地位は国民の総意に基づいておられるわけですから、皇室のこのあらゆる基礎は国民の総意に基づいておられるわけでありましますから、その国民の総意が那邊にあるかという点をわれわれも常に注意しておるつもりでございます。その總意の内容に、いま先生がおっしゃいましたように、御年配の方と、あるいは若い方では幾らか違つておる点もございします。しかし、

結局われわれといたしまして、全体のこの総意の中道というふうなものを見まして、そうしたお気持ちに沿うようにわれわれも努力をすべきである、こう思っております。で、時によりまして、われわれのやり方がどうも何となく過るというふうな非難を受けることもあり得ます。また一面、古過ぎるという非難を受けることもございます。これは両極端から見ますとどうしていろいろな批判が起きると思えますけれども、総意というのは全体を見た中道がその総意の根幹かと思ひまして、そういう点でわれわれといたしまして、この皇室に奉仕をいたしていろいろ皇室に関する事務を進める場合においては、その古い伝統の上には立ちながらも、新しい時代に処していくようにというふうな心がけておるつもりでございます。現在、民主主義の基礎に立つた国家組織になっておりますし、そういうような国民を根本に置いて進んでいくつもりではおりますが、具体的な問題について、この場合どうするか、いろいろケース・バイ・ケースで判断しながら努力はしておりますのでございます。

○伊藤道雄君 この前、新宮殿についての計画の資料をお願いして、ただいま御配付いただいたわけですが、このことに関して要点だけを以下二、三要約してお伺いしたいと思います。これは昨年四月から準備工事が始まって、大体今年六月で終わって七月から本工事が始まる、こういうふうな間にしておるわけですが、これは四十二年三月に完成すると、そういう見通しで工事が進められておるのかどうか、この

点。
○政府委員(瓜生順良君) 四十二年の三月末を目途としてやっておるのは事実でございますが、しかし、見通しといたしまして、この根幹の点は三月までにはできると思ひますけれども、なお手直しのものはそのあとに少しく残ることもあると思ひますが、四十二年のうちにそういう点もすべて終わるようにはしたいと存じております。

○伊藤道雄君 この資料、ただいまいただいたので、まだよく見る時間的余裕がないのですが、ここにあるかもしませんが、総工費については、新聞の報道によると八十億から九十億くらい、こういう幅を持たしておるわけですが、これは工事中、五六年計画とすると、その間にやはり材料も値上げがあるだろうし、工事費も変動があるだろう、こういう配慮によってそういう幅を持たしてあるのかどうか、それとももう額ははっきり確定されておるのか、こういうことについてお伺いします。
○政府委員(瓜生順良君) この金額全体がどのくらいかかるかということ、これは新聞にも発表してありますが、八十億ないし九十億ということは一応考えておりますが、この一応の見込みの価格というものは、国有財産としての皇室用財産取得に関する件を大蔵委員会のほうで御審議いただきました際に、いろいろ金額として予定の見込み価格というふうなものを申し上げたことがございますが、それで、この宮殿の本体工事ですね、このほうが約六十七億くらい、それから電気機械室というふうなそういう付帯の設

備、それが三億四千万、それからこの宮殿の前に地下駐車場ができますが、地下駐車場が四億五千万円ばかり、それから庭園とか、それから照明の装置とか、下水道の設備とか、そういうふうなもののが六億九千万円ばかり、それを合わせますと八十一億円になります。しかし、そのほかにいろいろの事務費の関係ですとか、それから既設の建物についていろいろ改修を加えるというふうなものをいろいろ加えていきますと、約九十億くらいというふうに見込まれるのでございますが、これはいま先生がおっしゃったように、物価の値上がり、その他実際の推移によりましてはまた変動があるかと思ひます。

○伊藤道雄君 宮内庁で、三十五年六月ごろから新宮殿建設について国民からの寄付を受けつけておるようですが、本年一月ごろで大体三千三百万円をこしておるとか、こういうことですか、現在どのくらいになっておるのか、そしてまた、国民のどのような階層からの寄付が多くなっておるのか、そういう傾向を簡単に聞かせ願いたいと思ひます。
○政府委員(瓜生順良君) この寄付金は、ただいま差し上げました資料の三枚目の裏のところに、皇居造営の寄付についてというところに、寄付金として、これは本年の四月二十一日現在で、寄付金は件数で四万六千四百四件、金額は四千三百四十四万四千七百三十三円となっております。なお、寄付物品七件とあります。これはすでにできました吹上御所の造営について、石ですとか、材料の寄付を受けたものがござります。使っておりませんのはこの四

千三百万円のことでございます。なお、これも今後幾らかふえてまいるかと思ひます。この内容は、この件数と金額をくらんだときも、この件数と金額をくらんだときも、少額の寄付が多いこととございます。平均して千円ぐらいでございます。百円ぐらいのももございますし、それからもう少し金額の張っているものもござりますけれども、それぞれ赤誠をもって御寄付になつておるものが多いのであります。

○伊藤道雄君 皇居造営審議会の答申を見ますと、その一節に、国民からの自発的な寄付は受けることとして、その方法については強制にわたつたり、あるいは売名宣伝に利用されないように、こういうことが一応注意されておるわけでありまして、中には、いわゆる売名的なものもあるやに聞いておるのですが、この問題はあくまでも売名とか、あるいは宣伝に乗らないように、十分その点は注意しておると思ひますが、こういうような点についてお伺いしておきたいと思ひます。
○政府委員(瓜生順良君) その点は十分注意してやっておりますつもりでございます。要するに、強制にわたるといふのは、何か特に割り当てをしたりして集めたりするということになつてはいけないうわけで、そういうふうな疑いのあつたことがござります。そういうのは、これは趣旨が違ふからというので、お返しをいたしました。そういうふうなふうに、強制にわたつたのではなからうかというものについてはお返しをいたしております。それから売名の点でございますが、幸い、今まで特にこれを寄付してこうしたいというふうな売名的に宣伝をしておられる

方もござりませんので、金額でいいますと百万円をこしている方もござりますけれども、ほんとうの匿名のようなことになっております。

○伊藤道雄君 この国民からの寄付金については、建設そのものに繰り入れるようなことはしないで、新宮殿内のたとえば美術品等、将来存置される物について配慮が払われているというところを報道で聞いたわけですが、これも、この点どうなんですか。そうしてまた、もしそうだとすればそのような配慮は那辺から出ているのか、こういう点は。
○政府委員(瓜生順良君) この寄付をいただきました分は、やはりこれは一応国庫の歳入になりまして、これをまた使います際には、予算面に支出になつていくわけですが、寄付金なされたのがどこに入つてどれに使つたかわからないというよりは、寄付された分その部分ができましたというふうにしたほうが、寄付された人たちの気持ちにも沿うのじゃないか。そういうことで考えられるのは、装飾の關係なんかも考えられますし、必ずしも装飾じゃなくて、ある一部の何かこの部分といったようなところが考えられれば、そういう部分でもよろしいのですが、これはやはりその金額がどれくらいになりますかによつて、それに見合ったような部分を考えまして、その部分はこの寄付によつてできたというふうな計にしたいということでございます。

○伊藤道雄君 この新宮殿の工事の担当は一体どうなるのか。そうして、その責任体制についてはどのように御決定か、この点をお伺いしたい。

○政府委員(瓜生順良君) この工事を進めず際の体制でございしますが、宮内庁に臨時皇居造営部というのが、昨年の四月にすでにできております。その前には、部ではありませんが、皇居造営主管というので、管理部門にそういう一つの組織があつたわけですが、だんだん仕事の本格的になつてまいります。昨年からは臨時皇居造営部というものが設けられまして、部長を置き、その下に課長が二人あつて、それぞれそれを担当してゐるわけですが、その責任はもちろ宮内庁長官の責任で進められてゐるというか、その部下としてその組織ができてゐるのであります。

なお、これにつきましては、役人だけがやるのじゃなくて、顧問が設けられております。顧問として設計の關係を担当される方で芸術大学の教授の吉村順三氏、そのほかいろいろ御相談相手になる人として、学士院会員の内田祥三さん、それから吉田五十八さん、それから東大教授の関野さん、それから建設省の建築研究所長の平賀さん、そういう方が顧問であります。で、いろいろ進めておられますが、特に建設省の關係は、建築研究所長が顧問に入つておられるだけでなくて、いろいろ造営に必要な要員なども、建設省から相当地い方を宮内庁に出向の形で来ていただいたり、また場合によつて、建設省に身分はあるのだが、お手伝いする、併任の形でやられるなど、建設省も大いに宮内庁と協力してこれを進めていくというふうなことがなつておられます。

○伊藤頭道君 皇居造営審議会の答申の中に、実施計画というのがある。こ

れを見ますと、三十五年三十六年の両年度において、お住まいの造改築、それから宮殿の設計を行なつて、三十七年度からのおおむね五カ年計画で皇居造営の実施をするのが適当と考えると、こういう実施計画が答申の中にあるわけですから、それと比べると、さかおかれておるようですけれども、その計画の答申と食い違つておるという理由は、那邊にあつたのか、その点どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) お住まいの關係は、この答申のとおり、三十五年度、六年度でございましたが、宮殿の關係は、設計の關係をさらにものと慎重にするようにということで、實際の工事に入るのはおくれまされたのですが、それも皇居造営審議会の答申の中にもありまして、なお、専門の人の意見も十分に聞いた上で、万全を期するようにという御答申がありました。

それに基ついて、三十五年に日本の建築界の一流の方と目されておる十名の方にそれぞれ意見を聞きまして、その意見は、設計については、もつと時間をとつて十分に練る必要がある、それから工事の実施は五年というが、いろいろな科学的に設備等が進んでゐるものですから、もつとこの時間は短縮できるかと思ひ、設計を十分練つて、工事の期間は短縮できるから、短縮できる期間は設計のほうに十分時間をかけたほうがよいという皆さんの一致した御意見がありまして、それで、設計期間を長くして工事期間を五年というのを三年に短縮して、完成する年度は同じというふうになつております。

○伊藤頭道君 皇居造営審議会の答申

がここにありますが、これを見ますと、昭和三十四年六月五日付の總理大臣の諮問に対して、審議を重ねた結果を同年十月八日に答申しておるわけですが、その一節に「周辺の施設」、こういう項があるわけですが、その項の中に、「行事に支障のない場合、一定の日時を限つて、一般参観人が正門から入つて宮殿参観のできる工夫をも考慮することが望ましい」と、こう答申してゐるわけですが、この点の配慮についてはどうなされておるか、この点をお伺ひいたします。

○政府委員(瓜生順良君) これは宮殿ができました後のことになりませんが、そういう場合には、やはり皇居造営審議会の御意見がありまされるように、行事に差しつかえのない範囲においては、正門から入つていただいで、宮殿も参観をしていただけるように、はかりたい。結局そうなる、普通の日は行かない行がございしますので、あるいは、これはまだ固まつたわけではございませんけれども、土曜の午後だとか、あるいは日曜だとか、そういうときにそういうふうにはかるとか、そういうことをいろいろ検討したいと思つております。これはまだこれから検討するのでございます。

○伊藤頭道君 新憲法下の宮殿については、申し上げるまでもないことですが、よく新憲法の精神に沿うような、平和な明るい民主的な、そういう国民から親しまれるような建物にすることが必要だと思ひますが、この点については、十分配慮されてゐるようには思ひますけれども、念のために伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) その点につ

きましては、この設計にあたりまして、刷りもので、資料でおあげいたしました三の新宮殿の様式についてというところに、要点として、一、二、三、四、と掲げてありますが、「(1)宮殿は、公的な国家的行事の行なわれる所であり、対外的にも対内的にも一種の象徴的意味を持つものとして芸術的な格調の高いものであること。(2)宮殿は、昭和という時代を象徴する一つの典型的な現代建築であること。(3)宮殿は、新しい技術と材料のなかに、伝統の美しさを十分活かしたものであること。(4)宮殿は、威厳よりは親愛を、莊重よりは平易を主調として国民に親しまれるものであること。」この四つを基本として進めるべきであるというところで進めてまいりましたので、四の点がいまおつしやいました精神的な面でありまして、したがって、一応設計ができて、模型などもできて、いろいろごらんいただいておりますが、こう言つてはなんですが、相当お年寄りのような方は、もつとどつしやしたものにしたいほうが多いのじやないか、もつと屋根なんか深くつたほうが多いのじやないか、そういう御意見もございしますが、しかしながら、ここにも掲げてありますように、「威厳よりは親愛を、莊重よりは平易を主調として国民に親しまれるものであること。」ということを考えてしておりますものから、そういうような方からは、必ずしも満足でないけれども、しかしながら、国民の多数の方から見られた場合に、ちょうどいま考えられてゐるのがよろしいとわれわれは考えております。

○伊藤頭道君 外国の場合を二、三拾

つてみますと、イギリスのパツキンガム宮殿は、鉄さくから大体三十メートルの近辺にバルコニーがある様式になつておりますが、そして、ごく近いところに、あそこにはいかめしいおもちやのような衛兵が立っているわけですから、その衛兵は、外來のお客さんに要請されれば、気やすく写真の對象になつたり、非常に親しまれてゐるわけですから、日本の皇宮警察官では、なかなかそんなふうなわけには現状はいかぬと思ひます。そういうような点がだいぶん違つてゐるわけ

す。

それからオランダのアムステルダム宮殿は、戴冠式をやつたり、儀式をやつたり、あるいは迎賓用であつて、ふだんは百キロほど離れたハーグという公園の中にある。それでどういった公園の中にある宮殿で執務をされる。お住まいはまたさらにハーグから百キロほど離れた閑静な原始林の中にある、こういう実情です。

それからデンマークのコペンハーゲンにある宮殿は、正面入り口はすでに車道になつてゐる。町の中のビルと何ら変わらない様式になつてゐる。右の半分が国会議事堂で、左の半分が宮殿、こういうふうな様式になつております。国事の、行事のないときは有料で自由に公開されてゐる。こういうようなことと比較すると、どうも皇宮警察官がそこにはちゃんと立つてゐる、なかなか国民も親しまれぬような雰囲気があるかと思ひますけれども、それぞれ國柄が違うので、長い間の伝統で外国のそのままで、即ち悪いということではなくして、結局、こういう問題は、要約すると、日本の新宮

殿については、皇居のいわゆる独特の美観はあくまで保存するということが必要だと思ひます。それと、いわゆる皇室のあり方などが国民感情とよく見合つて計画が進められなければならないと思ひます。そうして東京のオリピックは、そのオリピックが進んでおられますが、そのオリピックといふようなことではかえつていかぬといふふうに識者から注意されておられるわけですが、この新宮殿についても、日本の国力にふさわしい、いわゆる国力にふさわしい、しかも質素なものでなければならぬ。こういうふうな諸外国の例など比較対照して、要約するといふことが言えると思ひます。これらの點については、宮内庁としてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(瓜生順良君) この宮殿がバックingham宮殿のように柵の前からすぐに宮殿が見えるといふふうには、ちよつと場所的にはいきませんけれども、一応お堀があつて、そのお堀の中にありますから。で、しかし、その二重橋なりあそこにくさんの方が来られますが、そういう場合のあそこ立っている護衛官の服装なんかについて、もう少し何かくふうしたかどうかといふふうなことを警察庁のほうでも検討しておられますが、これはどちらかという警察庁のほうの一応仕事になります。宮内庁と相談しながらいくわけですが、しかし、やはりその国の伝統があるので、英國のまねをするといふことは、これはかえつてこつぱいになるので、服装の上において、もっと親しまれるようなくふうがあるのではないかと

といふふうなことを寄り寄り相談はいたしております。新しい宮殿ができまして、何かにそういうような成案を得たいといふようなことで、寄り寄り相談をいたしております。

なお、この宮殿につきましても、これは国民の皆さまのまあお気持ちの中心になつていけるように、親しまれるようなふうには、いろいろくふうをしたいと思います。

○伊藤道雄君 時間の関係もございまして、一応宮殿については以上にとどめます。

この前、当内閣委員会でも問題になりましたマツコルズの記事の問題。これは新聞のほうでも相当詳細にわたつて記事がなされた問題であります。その資料も出ておりますから、私はこまかいことはお伺ひいたしません。ただ、重点的に、この記事をほかの資料からも拝見したわけですが、一貫して言えることは、皇太子妃殿下に對する同情の立場からいふことが書かれており、こういうことは一貫しておることだと思ひます。もちろん多少の誤解もありましようけれども、また真相を伝えている面も確かにあるように考えられるわけですが、そこで、とにかくこういう記事については、国民一般非常に心配しておられるわけですが、宮内庁はこのような問題に対しては真相を明らかにすることが必要であると思ひます。いわゆる相当誤解があつては相ならぬ、正しく理解してらうと思ひますが、いま申し上げたように、個々のこまかい具体的問題についてはお伺ひいたしません、基本的な考え方を伺ひたい。

○政府委員(瓜生順良君) マツコルズ三月号の記事につきましては、まあ国内の週刊誌あたりでもいろいろこの問題を扱われて、そのいろいろの照会に對しては、宮内庁の關係の者から、こういう點はこうであるといふようにいろいろ話をして、その點はまた記事のほうとして扱つていただいておりますので、誤解の點はある程度取れたのではないと思ひますが、しかし、まあこういうふうな記事が……ただ、その記事につきましても、いろいろな週刊誌あたりでも、まあ誤訳の關係もあるものだから、一つ一つ断片的に紹介しておられる。何か全訳を出そうかといふ話も、ある雑誌にあつたらしいのですけれども、まあ誤訳権といふものが相当高いものであつたらしい。そういうことから話もつかず、結局断片的に出てくる。そういう點は場合によつて、ほんとうの記事についてのまた誤解もあつたのではないかと、いろいろな點もあつた。ここに要約をお配りいたしました。これも誤訳権の關係を考へないといけないもので、それから、やはりこういうふうな刷りものを、つくり出す際には、そういう點を考へませんといけませんので、要点だけを拾つたわけでございます。まあ、そういうことで意を尽くしてない點はございしますが、大体の空気はこれを読んでいただければわかると思ひます。……、こう言いますと何ですが、一部の週刊誌に伝えられましたよりは、本文のほうがもう少しやわらかいのであります。

とが民主化、こういう點に通ずると思ひます。

そこで、この問題があつたから、なかつたからといふことではなく、この際、宮内庁としても十分その責任を感じて、皇室の近代化、民主化には、さう一般と努力すべきであらうと思ひます。そうして、さうすることによつて、國民の皇室に對する敬愛の念を深めていくと、こういう心がまえが必要ではなからうかと思ひます。けれども、こういう點についてはいかがですか。

○政府委員(瓜生順良君) 先ほども申し上げましたように、この皇室は國民の總意に基づいてあられるわけで、やはり國民とともに、國民の気持ちの上で敬愛も受けられてお進みになっていくのでございします。國民の気持ちと離れてはこれはいけません。したがつて、國民の気持ちと結びついていかなければならない。國民にほんとうに親しまれていけるようにあられることが大切だとわれわれも考へております。したがつて、この新しい時代に処していかれるように、われわれとしてもわれわれのできます範囲において、はくふうも、努力もしたいと思ひます。しかし、また一面、この伝統といふことを無視しては、これまたいけませんので、やはり皇室のあらゆる基礎がこの伝統的なものをお持ちのところに皇室としての基礎がございします。ですから、伝統を無視しないが、また新しい時代に処していくように、この両面がうまく調和して、そして國民とともにあられるように努力したいと思ひます。

○伊藤道雄君 さきに義宮様と津輕華子さんとの婚約をおきめなさる納采の儀が十四日に行なわれたわけですが、そこでお伺ひしたいのは、津輕華子さんは義宮の妃殿下として特別の教育を二カ月受けられるといふことですが、この特別の教育といふのは一体どういふ内容のものなのか、その概要をお聞かせいただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) この特別の教育と申しますのは、義宮様の妃殿下におなりになるので、結局皇族になられると、その前にやはりこの皇族になられる場合には、どういふようなことをなさるか、なさる場合のこのいわゆる基本はどういふことであるかといふようなことを、やはりおわかりになるようにお話をしておいたほうが、まあいよいよ妃殿下になられる、皇族になられる場合には、自信を持つていろいろ御活動もできるというふうな趣旨からいって、おられるわけでありまして、その申し上げている科目は、皇室の制度といふのは実は私がまあ担当しているわけですが、それから宮中にはいろいろ伝統的な宮中の祭祀、お祭りがございします。それが、そういうところへお出になることがやはり必要で、いろいろ御存じになつていこうとが必要ですので、そういう科目もございします。それから宮中で公のいろいろ行事に出られます。そういう行事に關する、どういふものがあるかといふ場合、どういふことをなさるかといふ行事に關すること、それから内廷の行事のこと、御交際の關係、内廷は私的な關係でございしますけれども、そういう私的な方面の行事、それからいろいろ御交際をされる場合のことについて、こ

これは主として待従職の人が申し上げておられます。そのほか日本歴史、これは学校でもお習いになっておりますけれども、これは皇室を中心として考えたもののずつと流れという日本の歴史について一応の概略をお学びになる。そのほか書道、それから和歌、英語のほうの会話の練習とか、そういうようなことをなさっておる。そのうちで二カ月と申しますけれども、皇室制度の私の分は三回ぐらい、来週で終わります。それから皇室の行事の關係は一回で終わっております。それからお祭りの關係は二回ございます。それから内廷行事の關係が二、三回とか、ずつと続きますのは日本の歴史ですとか、書道ですとか、和歌ですとか、英会話、それが二カ月、二カ月と申しますか、ずつと続くのは全部ではございませう。ただし、これはなおその後も御自身でもいろいろ御修養になることと思っております。

○伊藤顯道君 時間がありませんから、最後に一点御要望申し上げて私の質問を終わりたいと思いますが、先ほど詳しくはお伺いしませんでした、マッコルズの記事の内容はいろいろ各方面で問題になっておる、こういう方からでもありますし、さばなくとも先ほど来伺っておる皇室の近代化、民主化、こういうことはきわめて大事なことであるし、そうすることによって皇室に対する敬愛の念を高め、こういうようなことからひとつ一そうこういう方面には担当官庁である宮内庁としても一段のひと努力をしていただきたというのを最後に要望申し上げて私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(三木與吉郎君) 速記とめてください。

○委員(三木與吉郎君) 速記つけてください。

○山本伊三郎君 それでは理事打合会で、時間もきまつておるようでありますが、大事なところだけひとつ許す限り質問したいと思うんですが、なるべく重複を避けたいと思うんですが、ちよつと出席しておりませんでしたので、あるいは重複するかもしれませう。

まず最初に聞きたいのは、毎年この皇室経済法の施行法でいろいろ経費を出してこれらるんですが、内廷費と宮廷費との概念の相違ですね、大体皇室關係の費用としては、内廷費、宮廷費、皇族費、それから宮内庁費という項目に分かれておりますが、そのうち内廷費と宮廷費がここには出ておりますが、どういふ區別で分けられておるか。大体わかるんですが、この点ちよつと先に聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この内廷費は、皇室経済法にありますが、天皇、皇后、皇太子、同妃殿下、それからその他内廷にある皇族の方の日常の費用その他内廷諸費に充てるもの、こうありまして、これは要するに、内廷の私的な経費に充てられるものでございまして、これは「宮内庁の經理に属する公金」といふことと書いてありまして、要するに、私的なことにお使いになる経費であります。それから宮廷費のほうは、皇室の公的なお活動のとき、それから皇室用財産の維持、管理、當繕等の、そういうようなこれは公的な経費ということでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、宮内庁費というのは、これは大体宮内庁の事務をとるといふ費用に限定されておるんですね。

○政府委員(瓜生順良君) さようでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、一口に通俗的なことばで言えば、内廷費は天皇のいわゆる月給に当たる、それから宮廷費は皇室のいわゆる交際費に相当するといふ通俗的な考え方ではないんですか。

○政府委員(瓜生順良君) この宮廷費は交際費とはちよつと違います。公的な活動という中に、いまおっしゃるやうに交際の面も確かにございまして。内廷費といふものがあります、そのほか皇室用財産である国有財産の維持、管理、當繕といふような経費が相当あります。割合からいいますと、この公的活動にお使いになるものよりは、この皇室用財産の維持、管理、當繕のほうの關係がそれよりもずつと多いわけでありまして、数倍、特に今年度の予算でいきますと、そういう経費が十数倍になります。

○山本伊三郎君 いつもそう思っておりますが、宮廷費、いま言いました交際費も入っておりますし、あるいは皇室用財産の管理等に必要なる費用、その他ちよつとわれわれとして考えられないんですが、皇居東側地区施設整備費、これらは實際考え方によると宮内庁費としてやるべき性質のものじゃないかと思ひますが、これは何ですか、皇居東側地区整備というものは、その地区は皇室財産としてなっておりますのか。

○政府委員(瓜生順良君) いまの東側地区は皇室用財産で、したがって、皇室の用に供するといふ財産の維持、管理等の経費は、要するに、皇室の用のために必要な経費といふことで宮廷費。それで宮内庁費のほうですと、職員、俸給なんかが一番おもですが、なお宮内庁のそういう事務用に必要なる當繕費もございまして。たとえば公務員宿舎、私どもの入っております公務員宿舎なんかの経費は、これは宮内庁の経費になっております。要するに、宮廷費は皇室の用に供するいろいろな公的活動の経費からそういう財産の維持管理費、そういうものがすべて含まれてゐる、皇室の用といふことがその主眼になっております。

○山本伊三郎君 そうすると、皇居東側のあの地区はいわゆる国有財産であると聞いておつたんですが、皇室財産になつておるんですか。

○政府委員(瓜生順良君) 皇室用財産と申し上げましたのは、国有財産である皇室用財産で、皇室財産はいわゆるなんでもございまして。要するに、国有財産であつて、その中に皇室用財産といふのがあるわけでございます。公用財産その他の行政財産もいろいろあります。その皇室用財産、皇室財産はございせん。

○山本伊三郎君 まあ内廷費と宮廷費、宮内庁費——皇族費は内廷費に同等な費用だと思ひますが、内廷費はいわゆる天皇の生活費、そういうものをまかなわれてゐるということだといふ説明があつたんですが、変なことを尋ねますが、内廷費については所得税法の關係はどうなつておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) この内廷費につきましては、所得税法で内廷費として皇室に入るものについては所得税はかからないといふことになつております。皇族費についても同様でございます。

○山本伊三郎君 これは所得税法にそういう非課税として規定してあるんですが、その考え方は基本的にどういふ考え方なんですか。生活費とすれば、日本憲法によつて何人も納税の義務がある。これはあなたの方の管理じゃないかもしませんが、内廷費といふ天皇個人の生活費に対して非課税という措置をとられたということについては、宮内庁はその趣旨はどういふふうに考へておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) これはどちらからかといふと大蔵省のほうで専門で考へになることだと思ひますが、この内廷費は普通の俸給といふ觀念ともまたちよつと——それに類するものではないけれども、ちよつと違つて、内廷のいろいろな形式的な経費に充てられる。そうしてその關係で、国の立場として、まあ幾らか税金をとられても、それじや結局必要なだけ経費をその上に積みみするといふことで、手数がかかるといふようなことじゃないかと、私専門じゃないのでわからないうんですが、しかしながら、両陛下なり皇族の方の所得税は全部免除されてゐるわけじゃないので、そのほか私的に収入がございなければ、印税でもお入りになるといふ場合には、これは所得税がかかつております。

○山本伊三郎君 先ほど内廷費と宮廷費の相違を聞いたんですが、国の費用でまかなうから、取つてもまた出さん

だというふうなことではない。公務員の場合でも国の費用で給与を出しているのにはやはり所得税というのには取られることになっておるんですが、そこに私は内延費というわけの何か特殊な意味があるんじゃないか。先ほど言われましたが、宮延費はあらゆる公式の場合の活動費として宮延費がある、内延費は天皇御一家の生活費ということにわれわれ考へておるんですが、皇族費もそのとおり。その点われわれとしては若干はつきりした理解ができないのですが、宮内庁としてはそういうふうな所得税法で定められておるんだから、そういうことは知らぬと言われればそのままで、簡単なことだけども、特殊な天皇の費用として、われわれとしてはこれは月給だと思つておるんですが、これに対する説明にも、公務員がベース・アップになったから八百万円上げるんだ、こういう趣旨がある。そういうことから類推解釈すると、やはり天皇個人のいわゆる生活費いわゆる月給、こういう見方をしておるんですが、それに対してこれだけは所得税を取らない、これには——これは前からだと思ひますが、何らかの意味があるんじゃないか、こう思つておるんですが、瓜生次長はそういうこと、御承知ないですか。

うふうに聞いております。なお、税金の關係は、税金をつければまた実際に必要な経費を組んでいられる關係で、その税金の分はまた内延費のほうを増額をしてつじつまを合わせていかれるというふうな点も出てくるかと思つて、そこらあたりはまた大蔵省の考えもございまして、そういう点は意味が薄いので、まあこの事務を簡単にされる意味ではこういうふうなされておるんだらうと思ひます。

○山本伊三郎君 私、天皇個人といひましたが、これはもう天皇御一家のいわゆる世帯主という意味の収入ですから、それが皇太子また皇太子妃また皇太孫にあるうとも、それは私は別にこの私の言つてゐる趣旨には反するものではないと思ひます。私は深い意味があつて聞いておるんですが、これは宮内庁の皆さん方に聞いておるんですが、ただそうなつてゐるということぐらゐしか言われぬわけですが、私は何か意味があると思つてゐる。いまの憲法上からくる天皇の立場というものを考へて個人の収入であつてもこれは税金を非課税にする何らかの私は意味があると思つてゐるんですが、その点は尋ねたということだけできようは終わつておるのでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) いままでその室の公的御活動に必要な経費として出される費用として四千八百五十二万ですか、あるんですが、これはどういふ御費用に使われるのですか。

○政府委員(小畑忠君) ただいまの公約御活動の關係についての御質問でございますが、象徴的なお立場におきましてのいろいろな御活動でございまして、そのうちには賜宴とかあるいは贈

賜とかいふような儀典的な経費が入つております。それから外交団のカモ猟とかアユ漁とかいふふうな接待的な意味の経費が入つておりますし、それから植樹祭あるいは国体等においてになります場合の行幸啓の關係の費用が入つておりますことと、それから東宮さまの御地位からいたしまして、御進講あるいは行啓等の東宮關係の費用、それから国賓接待の關係の費用というのが公的御活動の關係の費用として入つております。

○山本伊三郎君 それが本年度は昨年度に比較して五百四十万何がしか減となつておりますが、それはどういう理由ですか。

○政府委員(小畑忠君) 公的御活動の経費のうちで、昨年度は皇族さまの皇族外国旅行の経費が入つておりました、三笠宮さまのトルコにおいでになりました経費が入つておりましたが、本年度はそういうことがございせんので、その關係が落ちたわけでございます。

○山本伊三郎君 もし年度途中でそういうことが起こつた場合には、結局追加補正ということになることになつておるのか。いままでそういう例があるのでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) いままでそういう場合には予備費の支出をお願いをいたしてゐるわけでありまして。

○山本伊三郎君 次に宮殿新營費であります。本年は十三億あまりの増額になつておるんですが、これは五カ年計画でやられておるんですが、あとどのくらいで——費用の点だけであります。が、どれくらいで完成する見込みでございませうか。

○政府委員(瓜生順良君) これは先ほど伊藤先生のときにちよつと申し上げましたが、ざつと全体で九十億ぐらゐと見込まれております。したがつて、ことしが十五億ぐらゐで、なおあと七十億ぐらゐというのが必要になると思ひます。

○山本伊三郎君 これは最初計画どおりに進捗して計画期日には大体竣工するという見通しでございませうか。

○政府委員(瓜生順良君) これも先ほど申し上げたのでございませうが、計画は四十二年の三月一ぱいでございませうけれども、根幹はできると思ひます。しかし、手直し等があつてゐるいはそれで完成までには数カ月かかるかもしれません。

○山本伊三郎君 先ほどちよつと例に引きましたが、皇居東側地区の整備ですが、これは完成されたら一般国民に開放されるように聞いておつたんですが、そういう地区じゃないのですか。

○政府委員(瓜生順良君) この東側地区は、いまおつしやるように、完成いたしますれば、皇室として特にお使いになる以外は一般に公開されるという地区であります。

○山本伊三郎君 それは何らの制限とありますが、一般の公園のように自由に二十四時間中というわけでないに、そういうところは何らか時間的な制限とかそういうものをやられる見込みですか。

○政府委員(瓜生順良君) 時間的には朝から夕方まで、明るい間だけという一応考えていまおられます。

○山本伊三郎君 その場合、この地区は皇室用財産ですか、そういうことになつておるんですが、警察權の關係は

どうなんですか。この皇居の警備ですが、これでやられるのか、一般警察權が及ぶのですか、どつちですか。

○政府委員(瓜生順良君) 皇室用財産となつておりますと、皇宮警察が警備に当たる地域になるわけでございます。ただし、一般警察が必要な場合には、入られることについてはこれは除外されてゐないわけでありませう。

○山本伊三郎君 その場合、国会も同じことでございませうが、国会は議長の承認を得て警察が入ることになつておるんですが、その場合は宮内庁長官といひますか、それらの承認を得て一般警察權が及ぶというふうになるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 宮内庁の長官の管理してゐる地域でございませうから、やはりそういう場合、了解を得て、われわれ一応考へておられます。

○山本伊三郎君 その場合は、現行犯の場合は、私、警察官がそのまゝ入つていつていいと思つてゐるんですが、一般に開放された場合に、東京のような非常に複雑な都市の場合でありますから、犯罪關係なんかについてどういふふうになるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 特別にその点掘り下げてまだ検討いたしてゐないののでございませうけれども、あるいはその中の普通の關係については、犯罪についてのもこれは皇宮警察の警察權があるわけでありませうから、その護衛官がその皇室用財産の上における犯罪として、やはりこれは取り締まるのがたてまえ、しかし、特別の場合には一般警察もやはり入つてくることのできるということ、本筋はやはり皇宮護衛官がやるということであると思ひます。

○山本伊三郎君 それは私の取り越し苦勞の意味じゃないのですが、皇室用財産として一般に開放されるというところはわれわれきまつて望むところですか。しかし、いま言っている警察権の限界というものは相当考えておかなければ、皇室関係の警察の方々もそういう訓練はあると思いますが、そこにまた問題を起すということも考えなくちゃならぬ。皇室用財産ですが、一応開放するというたてまえからいくと、あえて皇室用財産の地区としなくても私はいいんじゃないかと思うのです。たとえば新宿御苑は前は皇室用財産だったと思うのですが、そういうこと、わずかなことですが、やはりはっきりと皇室用財産としてそういう警察権の問題もはっきりと区別しなければならぬかどうか、この点は検討する余地があるんじゃないかと思うのです。その点、どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) やはり皇室とされても、場合によってはあそこ、東側地区をきれいにしておいてそこで宴會をやられるとか、あるいはその他の催しをされるというようなことが考えられますので、皇室用財産というふうにお使いにならない際には一般の方も自由にお入りになって散策をされる、皇室でもお使いになることへ一般の方もおいでになるということで、皇室と国民との間の親近感もまた深まるというふうなこともあると思います。なお、皇居造営審議会が三十四年に開かれた際に、いろいろの方の意見がその際出ておりました、普通の公園のようになると、どうも荒れてしまう危険が多いというふうなこともそのとき出

ておりました。やはり皇室用財産として皇室がお使いになる、また、そこへ一般の方も来られるというふうにしてきれいに整備したほうがよろしいというふうな御意見もあつたりして、そういうふうになっております。

○山本伊三郎君 いまの実情から言われたら、瓜生次長の言われるように、いまの日本の国民の公園に対する公共的観念というものはまあ若干低いとも言わざるを得ないのですが、一般に開放すれば荒れるからというのでは私はないと思うのですが、相当広い地区だと見ておるのです。まだいまやっておられますから、私も通つて見ておるのですが、皇室用財産となつていま言われたんですが、一定の制限をつけて開放するというが、なかなか庶民的な場所としてなりくいと思うのです。しかし、今後宮内庁でその管理はうまくされると思いますが、そのときに待たざるを得ないので、ほんの言いわけ的な開放になつて、やはりほとんど皇室専用の、都会の大きいまん中に、そういういい公園のようなどころが、都民が見ながら入れないというふうなことがあつては、かえつて皇室に對する都民の反感というものが私は出てくるんじゃないかと思うのです。私はそれが相当地いい公園あるのは緑地と申しますが、庭園になると思うのです。そういうところを見ながら入れない、あれは皇室のものであるというところは、私は非常に都民、一般の国民もそこにならぬかよからざる感情というものがあると思う。この運用については、わずかなことであるけれども、いま皇室と国民との間の親近感を養うと言われるが、逆のような効果の

出ないように運営すべきであると私は思つておるのですが、その点どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) いまおっしゃるようなことでございますが、皇室用財産として、皇室としてお使いになる期間というのは、ごく短いと思ひます。年間をいつたら数日あるくらいじゃないかと思うくらいであります。ですから、もうほとんど大部分の日は、日中は自由に皆さんが入られるようになる。いまですと、お入りになると皇宮護衛官が、一々どこへ行かれますかというのでなしに、自由に出入り入つたり、その時間内はなされるようにというふうな考へておるわけでございませう。入りにくいというふうな感じのないようにいたしたいと思つております。

○山本伊三郎君 それでは、もうある程度、夜開放すると公園を荒れるといひますか、好ましからざるべきであるので、夜だけはこれは閉鎖するけれども、日中は、デー・タイムのときは、これは開放する、こういう方針です。

○政府委員(瓜生順良君) そういうことでございませう。

○山本伊三郎君 それではそれでわかりました。

次に、皇后陛下の御還暦記念ホール、これは事情をずっと読みますと、御還暦記念であるけれども、皇居における集會所、俗なことでは言えば公民館、こういうような形のものです。

○政府委員(瓜生順良君) 公民館というほどのものでもございませんです。

れども、皇后陛下は音楽が大好きです、皇后陛下がいろいろ音楽とか舞臺、そういう関係でそこへおいでになることも多いでしょうし、また、外国からいろいろの方が見えて、そこでなさることも多いでしょうし、なお、一般の方についても考える場合もあるというので、公民館と同じものでもございませうけれども、そういう面もあるというのでございませう。

○山本伊三郎君 これはどこかに資料があると思うのですが、音楽、舞臺その他、ときには映写会もやられるというのですが、相当人員が収容できるようなホールなんですか。

○政府委員(小畑忠君) ただいま皇后さま御記念のホールについて設計中でございませうが、計画をいたしましては、二百人くらい収容できるといふようなことを予定いたしております。

○山本伊三郎君 いままで舞臺なんか、これはたまに新聞なんかで見るのですが、やつておられるのですが、そういう日本古来のそういう舞臺をやるという、そういうものはここで全部やられることになるのですか。式典のようなことも。

○政府委員(瓜生順良君) この舞臺は、いまもあつた楽部の舞臺のところをやつて、春秋公開をして、一べんに多いときは七、八百人ですか、それを何回かに分けますので、春ですと五千人くらいになりますか、そういうふうに入つておりますが、この御還暦記念ホールのほうは、舞臺を主とするよりは、西洋音楽とそれからそこに書いてありますように、映写会とか……。

○山本伊三郎君 それでは、いままで

一種の行事としてやられておった舞臺は、それは依然として従来のところではやられるのです。

○政府委員(瓜生順良君) さようでございませう。

○山本伊三郎君 皇后陛下の御還暦記念ホールというので、私は何かと思つたのですが、とにかく皇室におけるそういうことはいいかどうか知りませんが、若干慰樂をとくにされるというホールですね。

○政府委員(瓜生順良君) さようでございませう。

○山本伊三郎君 次に、相当大きな費用が要するのですが、皇室用財産管理等に必要なる経費というのは、これはもう内閣関係の建物、あるいは宮廷関係の建物、その他一切の固定資産なりあるいはその他の公園といひますか、庭園の修理とか、そういう費用は全部含まれておるのですか、この中に。

○政府委員(瓜生順良君) これは全部含まれておるわけでございませう。皇居から、御用邸からそれから京都の離宮、御所とか、それから陵墓関係とか、そういうようなものを全部含んでおります。

○政府委員(瓜生順良君) 宮内庁のいまありますところは引き続いて宮内庁はいまの建物にいます。もと宮内省の建物といたしまして、戦後その三階を飯宮殿にされておつたのですが、あれを全部やはり宮内庁の建物としては宮内庁が使つていうことでございませう。

うふうに分ける必要はないと私は思う。その点はやはりそういうことで運用できませんか。

○政府委員(瓜生順良君) 一つのお考えとして、われわれもそういう面もおさらに検討は進めたいと思ひますけれども、まあその皇室の關係は、内廷費は私的なもの、先生のお考えは宮廷費と宮内庁費を一緒にしたらどうかというふうなお考えかと思ひますが、まあこの点は、そういう考えも一応伺ひまして、さらに研究をいたしたいと思ひますが、一応いままでの考え方として、公的な御活動、それから皇室用財産に必要な経費をまとめたものを一応皇室費の中に組み、人件費とか事務費的なものは總理府の關係の事務費として宮内庁費というふうな置き方にもやはり意味があると思ひます。

○委員長(三木與吉郎君) 議事の途中でございしますが、委員の異動について御報告いたします。

ただいま近藤鶴代君及び村山道雄君が委員を辞任され、その補欠として後藤義隆君及び平島敏夫君が選任されました。

○山本伊三郎君 瓜生次長さん、ぼくは内廷費と宮廷費をこのまま一緒にしよう、そういう意味じゃないのですよ。宮廷費というのは天皇自身の費用でないと私はこう見ておるのです。宮殿もこれは天皇のお家でないと思ひておるのです。天皇としてその国事行為をやられる一つの場所として、こう言うところですが、一種の官庁の延長としてこの宮殿があると見ておるのです。公式的場所として、皇室用財産とかそう

いう概念にとらわれなくして、天皇のお住まいになる家は別にあるのですから、そういうことではっきり国民が認識できるように形では区分していくほうが、天皇が国事行為をやられる場合の立場も私はいいいいという考えでおるのです。宮殿、まあイギリスのいわゆるバックingham宮殿も、向こうの英国民は、国民のいわゆる王室の建物である、王の建物であるというふうな感じであれを見ておらないというところを聞いておるのですがね。そういう意味からいって、この予算の分け方にこだわることではないのですが、そういうことも考える必要があると思う。何だか宮殿は天皇のお住まいである、あれはぜいたくなものじゃないかという、そういう感じを私は持たせたくないと思う。象徴天皇として国事行為をやる一つの職場である、官庁である、こういう考え方のほうが、正しい新しいものの憲法によるいわゆる宮殿という概念があるかどうか知りませんが、そう考へたほうがいいんじゃないかと思ひますが、私の言うこと、わからぬでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) そういうお考えもあるかと思ひますが、いま考えておりますのは、象徴天皇としておられるその方の御活動に必要な面の経費、そういう方がお使いになる建物、そういうものもやはり皇室費として考へるというふうなことで、宮内庁費はその下のほうの總理府の外局である宮内庁というそういう役所の必要な事務的な経費と、一方の象徴天皇としての必要な経費というふうに分けてあるわけです。そこにも意味があるかと思ひます。

○山本伊三郎君 こういうむずかしいことはあまり言いませんがね。昔から日本のみならず、世界の宮殿といえ、天皇のお住まいになるいわゆる宮殿であるという一つの概念があるわけですから。しかし、今日そういうものは当てはまらない、これは宮殿とあるけれども、私が言っておるのは、新しい憲法上による天皇の国事行為を行なう場所である、それは儀式であらうと何であらうと私はそうだと思つておるのです。宮殿という名前があるためにあなたにこだわっているかもしれないが、そういう見方をせずに、宮内庁、国の一つの官庁の延長である、こう考へるのは私はいまの国民としては、びんとくるんじゃないかと思ひます。宮殿というところ、ここに天皇が住んでおられるとみな思ひます。私はそうでないと思ひます。そういうことをいうのは、相当九十億にあまる費用を使つてお建てになるのだから、天皇個人はそこでいつも暮しておるのではない。そういうつばなものを建てて何をやるのかといわれた場合にどう説明するのか、それは、私のいう象徴天皇として国事行為を行なう、しかもそれは外国使臣も来るし、そこに対外的な一つの日本の国の威厳というところかしゅうございしますが、国の権威を示すためにこういうものも必要である、私はこう説明するのが妥当じゃないかと思ひます。天皇の宮殿であるというよりも、むしろそういう説明のほうがいまの国民に理解できるんじゃないか。で、私は先ほど遠回しでありますけれども、言つておるのです。しかし、それは通じなければ通じないでよろしいが、そういうことを

言つておつた議員の一人もおつたというところからいへば、會議録にとどめておきたいと思ひますが、わかりませんか。

○政府委員(瓜生順良君) いま先生の言われる点はよくわかるのです。しかし、その象徴天皇としての公的な仕事をなさる場所であり、私的に生活をなさる場所ではない。普通のことで言へば、象徴天皇としてのオフィスといふことばを使う人もありますし、まあこれは国民のためにそういう仕事をなさる場所、私的なものではないというふうに考へております。その線は私は山本先生と気持ちとは同じだと思つております。

○山本伊三郎君 まあいろいろあるのをごさいます。もう大体時間も来たようでごさいますから、皇室經濟法の施行法に關する問題について私はこれで終りたいと思ひますが、まあ會議録をずっと読ましていただきまして、いろいろ議論も出ております。いわゆる皇室といふゆる国民、新しい憲法下における天皇の位置と存在ということ、非常に私は重要な問題であると思ひます。それは皇室費の問題を通じて私はお話をいたしました。宮内庁の側近におられる皆さん方ですから、その点は十分ひとつ私の足りないことばであるから理解されておるかどうかわかりませんが、私の片言隻句の中から若干理解された点があるかと思ひますが、この点は十分考へられて、今後天皇の国事行為ということがうまく運営できるように、特に宮内庁の長官をはじめ側近の人にこの点だけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○向井長年君 一つだけ。宮内庁病院ですが、あれの所管は宮内庁が所管されておると思ひますが、あの使用範圍はどうなつておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) 宮内庁病院は、天皇、皇后兩陛下をはじめ皇族の方がお使いになる。それから宮内庁職員、皇宮警察職員、その家族それからその他一般の方ということで、現在の御使用状況は皇室の方はまあときどきお使いになる程度ですが、平素のものはその他の者が多いのです。その他の者の割合は宮内庁と皇宮警察の關係とその他一般の人が半々くらいということになつておりますが、そういうことで將來もいくんじやないかと思ひます。

○向井長年君 ベッド数はどれくらいあるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) ベッドはたしか二十ぐらひです。小規模のものでございします。

○向井長年君 あれはテレビ等いろいろ見るわけですが、非常に何というか、昔のままでしたが、あれは何か改造する予定を持っておるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) いまの宮内庁病院は、もとの倉庫のあとでして、これは非常に不完全なものでございします。で、皇居造營の一環として、三十八年度予算で、ちようど表門から入った右側のところに新しくつくり直しております。あの倉庫は病院でなくなりまして、ことしの夏ぐらひから、新しい宮内庁病院で仕事を始めることになると思ひます。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御質疑はございせんか。他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認

め、これより討論に入ります。下村君から、委員長の手元に修正案が提出されております。本修正案の御意見は、討論中にお述べを願います。なお、御意見のおありの方は、原案並びに修正案に対する賛否を明らかにしてお述べを願います。下村君。

○下村定君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっております皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたします。なお、修正案はお手元にお配りしてありますので、それによって御承知を願いたいと存じます。

次に、その理由を申し上げます。この法律案は、昭和三十九年四月一月から施行することになっておりますが、四月一日はすでに経過しておりますので、施行期日を公布の日に改めることに、改正規定を年度当初にさかのぼって適用する必要があると存じます。よってここに修正案を提出する次第でございます。

以上、修正部分を除く原案に賛成をいたしまして、私の討論を終わります。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(三木與吉郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、討論中にありました下村君提出の修正案を問題に供します。下村君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致と認めます。よって下村君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(三木與吉郎君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は、全会一致をもって可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願います。

本日は、これにて散会いたします。午後零時四十五分散会

四月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月四日)

一、外務省設置法の一部を法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案(小字及び)は衆議院修正の部分

附則

第十四条及び第十五条

1 この法律は、昭和三十九年四月五条の二の改正規定を除き、公布日から施行する。ただし、第十四条及び第十五条の二の改正規定

は、昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、第三十条の表の改正規定(一般職の職員)の定員に関する部分に限る。及び附則第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

四月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願

(第一八二一三三) (第一八二二二二)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

(第一八二五五五) (第一八二五五五)

国立大学教官の待遇改善に関する請願
日受理
請願者 福岡市南大橋一ノ一
池田和義外二十名
紹介議員 豊瀬 貞一君
この請願の趣旨は、第一一八三三三と同じである。

第一八二四四四 昭和三十九年四月十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 北海道小樽市緑町二ノ三〇 岡本理一外四十名
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一一八三三三と同じである。

第一八二五五五 昭和三十九年四月十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市長町畑崎六ノ七五 莊子邦雄外八百七十七名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一一八三三三と同じである。

第一八二六六六 昭和三十九年四月十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 鹿児島市新照院町一五四 川路清高外六十四名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一一八三三三と同じである。

第一八二七七七 昭和三十九年四月十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀町上町一ノ五一 保科幸正外五千七百一十一名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一八二八八八 昭和三十九年四月十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 岡山市津島岡山大字宿舎内 江実外四十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一一六三三三と同じである。

第一八二九九九 昭和三十九年四月十五日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 岡山市津島岡山大字宿舎内 江実外四十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一一六三三三と同じである。

第一八三〇〇〇 昭和三十九年四月十五日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 岡山市津島岡山大字宿舎内 江実外四十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一一六三三三と同じである。

軍人恩給に関する請願(三通)

請願者 埼玉県加須市大字中樋

遺川三、一六四 福島

晃外六百四名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一八二六号 昭和三十九年四月十日受理

傷病恩給改善に関する請願

請願者 香川県高松市今里町二

七六ノ二 白井ヤス子

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第一八八四号 昭和三十九年四月十日受理

四日受理

傷病恩給改善に関する請願

請願者 名古屋市中区東田町四

ノ一九名古屋市傷い軍

人妻の会内 本田そう

紹介議員 草葉 隆四君

この請願の趣旨は、第一三八三号と同じである。

第一八八〇号 昭和三十九年四月十日受理

四日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道勇払郡追分町四

区 渡辺清一 外百七十

一名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第一八八五号 昭和三十九年四月十日

四日受理

傷病恩給の不均衡是正に関する請願

請願者 名古屋市千種区猪高町

大字上杜字平池四九名

古屋市傷い軍人会内

牧野義一

紹介議員 草葉 隆四君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八九五号 昭和三十九年四月十日受理

四日受理

退職警察職員の恩給是正に関する請願

請願者 秋田市亀ノ丁本新町一

二 藤丸良蔵

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九〇六号 昭和三十九年四月十日受理

四日受理

退職警察職員の恩給是正に関する請願

請願者 富山市安住町富山いす

ず自動車株式会社内

寺島常二

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

昭和三十九年五月九日印刷

昭和三十九年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局